

会員の皆様へ

津和野町商工会
島根県商工会連合会

新型コロナウイルス感染症に対する対応について

島根県より令和3年10月14日現在、県民の皆様あてに県からのお願い(県・町HP等参照)に基づき要請が出されました。

つきましては、本会においては次のとおり対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【要請期間】 令和3年10月15日(金)～

1. 都道府県をまたぐ移動

- ・都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重な判断をする。(行き先の都道府県の最新情報は、各自治体のHP等で確認)
- ・ただし、やむを得ない仕事(通勤を含む)、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないが、感染予防対策を徹底する。

2. 基本的な感染対策の徹底

感染リスクが高まる「5つの場面(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)」に注意し、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」「換気」など、基本的な感染対策に取り組む。

3. 職場等での健康管理

ワクチン接種後もマスクの着用や手洗いなど、感染防止対策を徹底すること。

発熱や風邪等の症状がある場合、仕事は休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又は「[健康相談コールセンター](#)」に連絡のうえ、医療機関をできるだけ早く受診する。

所属長は、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底する。

4. 飲食店の利用

感染拡大防止対策が徹底された店舗を利用していただくことを前提として、次の内容に注意。

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続きノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも控える。
- (2) 飲食の際の人数を、12人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控える。
- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で3時間を限度とする。
- (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き
 - ・ 県外での利用を控える
 - ・ 県内でも、県外の方との利用を控える
- (5) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底して、これらのルールを守る。

5. 生活圏域等の取扱い

いずれの事項も、「鳥取県（全域）」と生活（通勤、買物等）圏域に属する山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱う。

6. 十分な換気の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行う。

島根県：県民のみなさまへ

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/kenmin.html